

千葉市法定外予防接種実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）で定める疾病のうち、厚生労働大臣が定める基準に該当しない予防接種であって、市長が疾病の発生及びまん延を予防するため特に必要と認める予防接種（以下「予防接種」という。）の実施方法を定め、もって市民の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、千葉市とする。

(対象疾病及び対象者)

第3条 対象疾病は、予防接種法で定めるA類疾病とし、使用するワクチン類は、予防接種実施規則（昭和33年9月17日厚生省令第27号、以下「実施規則」という。）で定めるワクチン又はトキソイドとする。

2 対象者は、本市に住民登録がある者であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 疾病のまん延防止のために緊急の接種が必要であると市長が認めた者
- (2) 予防接種法施行令（昭和23年7月31日政令第197号）で疾病ごとに定める対象年齢の範囲内にある者であって、やむを得ない事情により実施規則で定める接種間隔の範囲内に接種を受けることができない者

(接種回数)

第4条 疾病及び対象者ごとに実施規則で定める接種回数を上限とする。

(実施方法)

第5条 市長が一般社団法人千葉市医師会及び各医療機関と委託契約を締結し、原則として個別接種により行うものとする。

(費用負担)

第6条 予防接種にかかる費用は、市が負担する。ただし、市長が必要と認めるときは、接種を受けた者又はその保護者から費用の一部を徴収することができる。

(健康被害に対する措置)

第7条 予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態になり、又は死亡した場合において、当該健康被害が予防接種を受けたことによるものであると認められた場合は、千葉県市町村予防接種事故補償等条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第19号）に

より救済手続きを行う。

- 2 前項の規定は、予防接種により健康被害を受けた者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく救済手続きを行うことを妨げるものではない。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、定期予防接種の関係法令並びにワクチン添付文書等の規定に準拠して行うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年2月15日から施行する。

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。